

令和7年度佐賀の事業をつなぐプロジェクト事業広報業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度佐賀の事業をつなぐプロジェクト事業広報業務委託

2 目的

経営者の高齢化や後継者問題は業績不振や廃業、ひいては地域経済の衰退に直結する喫緊の課題であるが、そのことが事業者十分に伝わっていない状況である。

これまで、県内事業者を対象に実施した事業承継診断の結果では後継者未定が約25%、また、民間調査会社の直近の調査では県内の後継者不在率が約42.5%と支援が必要な事業者が数多く存在しており、要因としては「自分の代で廃業してもしょうがない」といった経営者側の意識がネックとなっていることが判明している。

こうした状況を打開するため、本事業では事業承継に関心が薄い事業者を対象に、県民も巻き込んだ広報事業を行うことで、県全体で事業承継に向けた機運醸成を行い、経営者の事業承継意欲の喚起と後継者探しの後押しを図ることを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 委託事業の概要

主に後継者がいない、事業承継への関心が希薄な経営者に向けて、経営者の事業承継意欲の喚起を効果的に啓発するために、各種メディア・手法を用いて総合的な啓発広報活動を実施する。

(2) 業務内容の詳細

① 広報計画の企画・立案

ア メインターゲット

・後継者がいない、60歳以上で事業承継への関心が希薄な経営者

イ 情報発信内容

・事業承継を自分事にとらえてもらうため、ターゲット層の関心を引く広報を行い、重要性をしっかりと伝え、県民も巻き込んだ内容とすること。

・関心を持った事業者に適切な相談先を案内するものになっていること。

・効果的に情報発信を行うための統一コンセプトを策定すること。

ウ 媒体

・ターゲットに訴求力のある効果的な媒体(テレビ CM、ラジオ CM、新聞広告等)を予算の範囲内で提案すること。

エ 広報計画の立案

・ターゲットに響く発信媒体の選定及びそれぞれの発信頻度、発信期間、発信日時等を計画立案すること。

・佐賀県内の事業を次世代につなぐために、県民を巻き込んだイベントを企画すること。
(例: 県が実施するイベントへのブース出展等)

オ 広報準備から発信までのタイムラインの策定

・企画、コンテンツ作成、発信メディアへの投げ込み、発信の一連の流れを、それぞれの発信メディアごとにスケジュール化し、実行すること。

② 広報コンテンツの作成・発信

① で作成した広報計画に基づき、コンテンツの作成・発信を行うこと。

4 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。

受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。

5 委託業務実施体制

(1) 実施体制

委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うこと。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

6 納品物

本業務を実施するために制作した成果物については、データ等も含め全て納品すること。

成果物の著作権等に関しては、本県に属するものとし、その利用等は自由に行えるものとする。

なお、制作した成果物は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

7 事業実績の報告

・実施した広報の実績及びその他特記事項等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。

・報告には以下に関する内容を含むこと。

- 発信メディアごとの発信数・発信タイミング
- 各発信メディアごとの規格（CMの長さ、記事の大きさ、パッケージ内容等）
- 測定や推察ができるものについての広報効果
- ・事業実績の報告期限は令和8年2月27日までとする。

8 委託契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

9 委託上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 代金の支払い方法

完了払とする。

ただし、受託者からの請求があれば委託料の2分の1の額を限度として前金払いを可能とする。

10 その他

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (6) 事業実施中においても、県は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。